

ID: 200

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第17条第3項		
例 規 番 号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (督促及び延滞金の徴収) 第十七条 3 町長は、入居者が第一項の指定納期限までに家賃を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日